

鋼船規則

規
則

N 編

液化ガスばら積船

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 2 月 25 日 理事会 承認

2011 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

2011 年 6 月 30 日 規則 第 18 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

1 章 通則

1.2 作業要件

1.2.2 引火性貨物の積載制限（IGC コード 1.1.4 関連）

-1.を次のように改める。

-1. 本編でタイプ 1G 船が要求される貨物を貨物タンクに積載している時には、引火点が ~~61~~60°C（密閉容器試験による。）以下の引火性液体及び **19 章**に掲げる引火性の貨物は、**2.6.1(1)**に述べる貨物タンク防護用区域内にあるタンクで運送しないこと。

11 章 防火及び消火

11.1 火災に対する安全性の規定（IGC コード 11.1）

11.1.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. 前-1.にかかわらず，本会が適当と認めた場合には，**R 編**の要件に対する代替の補完措置をとることができる。また，引火点が~~64~~60℃以下の原油及び石油生成品並びにこれらと類似の火災の危険性を有する製品を運送する場合であっても，代替措置が講じられれば，**R 編 4.5.5**に規定される固定式イナータガスの設置要件は適用しなくても差し支えない。

附 則

1. この規則は，2011 年 6 月 30 日から施行する。

鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

要
領

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 達 第 34 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 6 月 30 日 達 第 34 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

N11 防火及び消火

N11.1 火災に対する安全性の規定

N11.1.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. **規則 N 編 11.1.1** にいう液化ガスばら積船により引火点が ~~64~~60℃以下の原油及び石油生成品であってレイド蒸気圧が大気圧より低いもの又はこれらと同等の火災の危険性を有する液体貨物を運送する場合の代替措置は、危険化学品ばら積船を液化ガスばら積船と読み替えて**鋼船規則検査要領 S 編 S11.1.1-2**によること。

附 則

1. この達は、2011 年 6 月 30 日から施行する。